

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	株式会社西島製作所
【英訳名】	Torishima Pump Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 田 耕 太 郎
【本店の所在の場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目 1 番 8 号
【電話番号】	(072) 695-0551 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 太 田 尾 光 一
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目 1 番 8 号
【電話番号】	(072) 695-0551 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 太 田 尾 光 一
【縦覧に供する場所】	株式会社西島製作所 東京支社 (東京都品川区大崎一丁目 6 番 1 号 T O C 大崎ビル 9 F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 上記の株式会社西島製作所 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供するではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第134回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するために必要な、定款に関する所要の変更を決議する。

責任限定契約の対象を拡大するために必要な、定款に関する所要の変更を決議する。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）として、原田耕太郎、藤川博道、久島哲也、吉川宣行、及び吉田欽一を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、福田 豊、津田 晃及び伯川志郎を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、阪本政敬を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額を年額180,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額60,000千円以内とすることを決議する。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、取締役（監査等委員であるものを除く）に対して年額30,000千円以内、監査等委員である取締役に対して年額6,000千円以内で発行することを決議する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)3
第1号議案	149,321	292	-	(注)1	可決 (99.8%)
第2号議案					
原田 耕太郎	144,007	5,606	-	(注)2	可決 (96.3%)
藤川 博道	147,952	1,661	-		可決 (98.9%)
久島 哲也	148,069	1,544	-		可決 (99.0%)
吉川 宣行	148,747	866	-		可決 (99.4%)
吉田 欽一	148,672	941	-		可決 (99.4%)
第3号議案					
福田 豊	148,817	806	-	(注)2	可決 (99.5%)
津田 晃	144,778	4,845	-		可決 (96.8%)
伯川 志郎	144,647	4,976	-		可決 (96.7%)
第4号議案					
阪本 政敬	140,333	9,290	-	(注)2	可決 (93.8%)
第5号議案	149,125	498	-	(注)2	可決 (99.7%)
第6号議案	136,586	13,037	-	(注)1	可決 (91.3%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 本株主総会に出席した議決権の数(6月24日24時までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

6月24日24時までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上